

東員町

高齢者福祉計画

第7期介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

《概要版》



平成30年3月



1 計画の背景・目的

本町の人口は今後減少傾向にあり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、後期高齢者数が前期高齢者数を大きく上回り、超高齢化のピークを迎えることが予測されています。

高齢者がいつまでも元気でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続け、健康づくりや介護予防を心がけていくことが大切です。また、早い段階から「介護予防」の視点に立った取組みを推進していくことにより、医療保険や介護保険等の社会保障制度を安定的に運営することにもつながります。

第7期計画においては、第6期計画から進められている地域包括ケアシステムの構築をより深化させ、高齢者が住み慣れた地域の中で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することにあります。

そのため、本計画は、現在の第6期計画の取組みや方向性を踏襲するとともに、地域包括ケアシステムを一層推進することを目指し、『東員町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』を策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

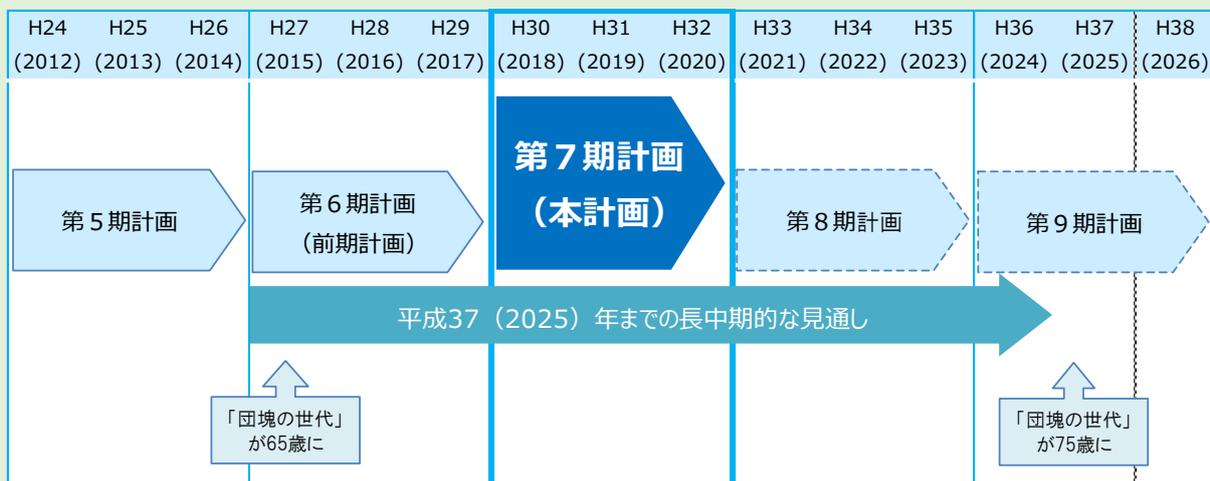
本計画は、介護保険法に規定された「介護保険事業計画」および老人福祉法に規定された「高齢者福祉計画」を合わせて一体的に策定したものです。

また、本計画は、上位計画となる「第5次東員町総合計画」（平成23年度～平成32年度）や、関連他計画との調和を保ちながら、本町の高齢者に対する福祉施策の基本的な方向を明らかにし、平成30年度から平成32年度までの3年間の各年度の具体的な目標を定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とします。

この計画では、第9期計画期間中にあたる平成37年（2025年）を見据え、第6期計画（前期計画）から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくこととします。



4 基本理念

住み慣れた地域で支えあい
健康で安心して暮らせるまち とういん

5 地域包括ケアシステムの深化・推進

今回策定する「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成 30～32 年度）」は、団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）までに地域包括ケアシステムを構築するための「点検・評価・改善」に資する重要な計画と、国は位置付けています。

■地域包括ケアシステムとは■

- ❖ 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指します。
- ❖ この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



図：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度およびサービスのあり方に関する研究事業）、平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016 年

6 第7期計画のポイント

■地域包括ケアシステムの深化・推進

- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現
 - ①保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進
 - ②医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
 - ③地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

■介護保険制度の持続可能性の確保

- 介護保険利用者負担の見直しおよび健康保険や各種共済の保険料負担の見直し
 - ④現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
 - ⑤介護納付金における総報酬割の導入



7 重点施策の概要

重点施策1 介護予防・重度化防止のための取組みの推進

平成 29 年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が開始され、これまで予防給付で実施していた訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行したことにより、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が自らの地域の環境や実情に応じてサービスを提供することができるようになりました。

今後は、地域の高齢者のニーズを把握しつつ、総合事業の事業評価、効果の検証を行うとともに、地域の課題を踏まえ、要支援状態からの自立の促進や重度化を防ぐ取組みなど、より効果的かつ効率的に実施していく必要があります。

■介護予防・重度化防止のための主な施策■

- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の取組み（平成 29 年4月から開始）
- ◆ 一般介護予防事業

重点施策2 認知症対策の推進

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれており、認知症高齢者に対する介護サービスの充実はもちろんのこと、住民に対する認知症の理解促進を図るとともに、認知症高齢者とその家族の視点に立って施策を推進していく必要があります。

■認知症高齢者に対する主な施策■

- ◆ 認知症地域支援推進員の配置
- ◆ 認知症初期集中支援チーム設置
- ◆ 認知症家族介護者相談会および交流会の開催
- ◆ 認知症カフェの開催



重点施策3 在宅医療・介護の連携強化

一人でも多くの高齢者が住み慣れた地域や家庭で継続して生活できるよう、医師や看護師等の医療関係者と介護支援専門員等介護関係者が連携を図り、包括的な支援を行い、必要なサービス提供につなげる必要があります。

■在宅医療・介護の連携強化に対する主な施策■

- ◆ 在宅医療・介護連携研究会の開催
- ◆ 住民啓発講演会の開催
- ◆ 在宅医療・介護連携に関する相談支援



重点施策4 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターが住民に活用されるためには、より多くの方に知ってもらう必要があることから、さらなる周知に努めるとともに、運営体制の整備や職員の資質の向上等、地域包括支援センターの機能強化に努める必要があります。

また、後期高齢者の急増が予測されるため、第2の地域包括支援センターの設置を推進します。

8 施策の体系

基本理念の実現に向けて掲げた5つの基本目標に沿って、以下のとおり施策を体系化し、その実現を目指します。

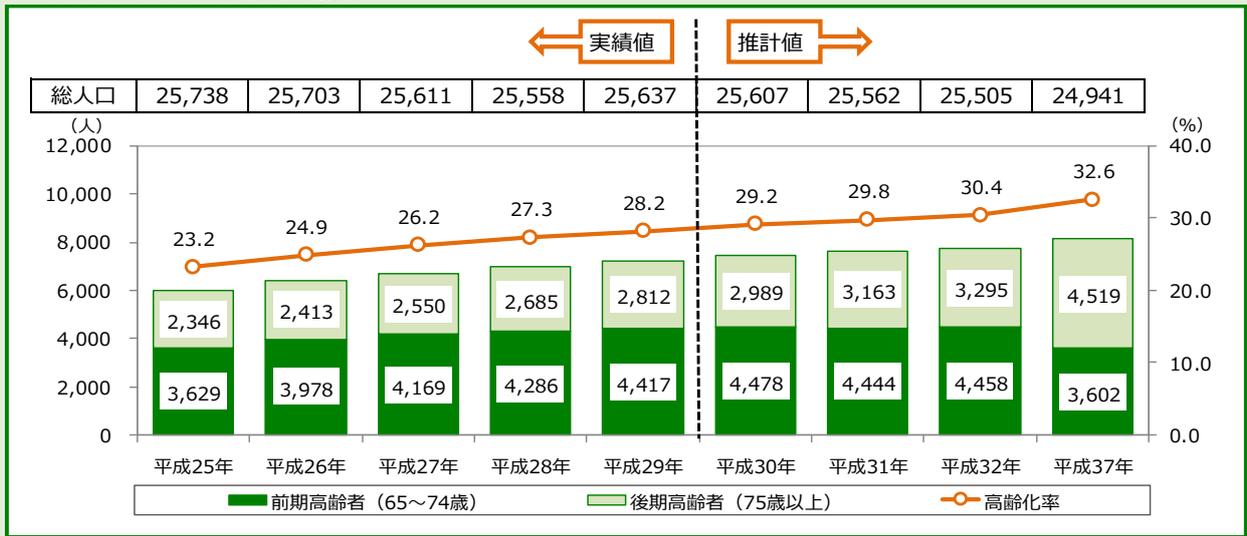
基本理念	基本目標	施策の方向
住み慣れた地域で 支えあい健康で 安心して暮らし せるまち とういん	1 健康づくり・介護予防の推進	1-1 40歳からの健康づくりの推進 1-2 健康寿命の延伸 1-3 介護予防の推進 1-4 生きがいづくり・社会参加の推進
	2 介護保険事業の充実	2-1 介護給付費等費用適正化と介護保険サービスの適正利用の促進 2-2 介護保険サービスの充実 2-3 公平・公正な制度の運営とサービスの向上
	3 高齢者福祉の充実	3-1 ひとり暮らし・高齢者世帯等への生活支援の推進 3-2 要介護認定者への生活支援の推進 3-3 家族介護者への支援の推進
	4 支えあう地域づくりの実現	4-1 認知症施策の推進 4-2 在宅医療・介護連携の推進 4-3 地域包括支援センターの機能強化 4-4 地域支えあい・生活支援体制整備
	5 安心のまちづくりの推進	5-1 住環境、都市環境の整備の推進 5-2 防災・防犯体制の整備の推進 5-3 情報提供体制の整備の推進

9 東員町の現状と将来推計

平成 29 年 10 月 1 日の本町の総人口は 25,637 人となっています。平成 25 年からの推移をみると、年々緩やかに減少しています。本計画の最終年度である平成 32 年には、総人口が 25,505 人に、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年にはさらに人口が減少し、75 歳以上の後期高齢者の占める割合が前期高齢者の占める割合を上回ることが予測されます。

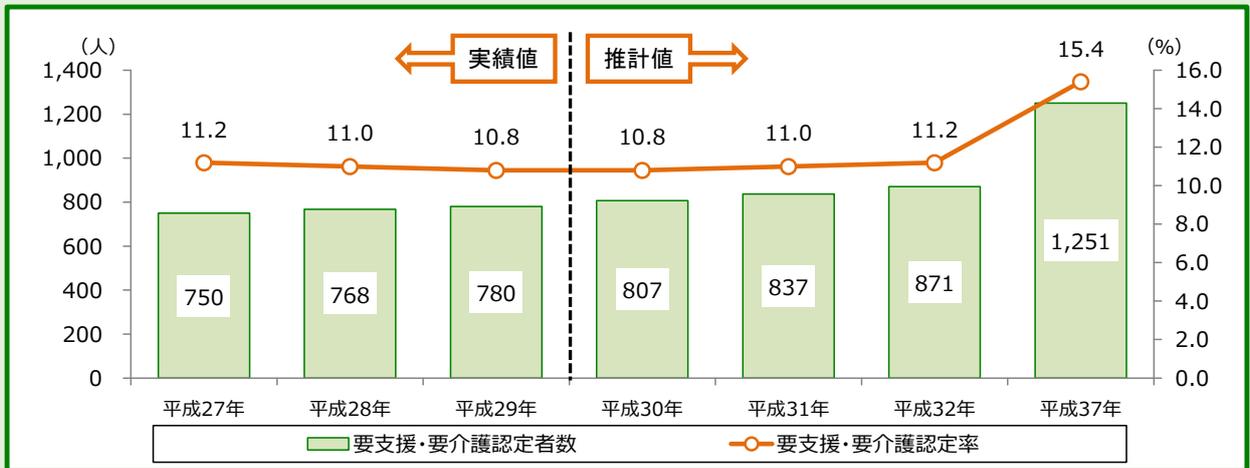
要支援・要介護認定者については、平成 27 年から平成 31 年まではほぼ横ばいに推移していますが、平成 32 年以降は増加すると予測されます。

■高齢者人口・高齢化率の推移

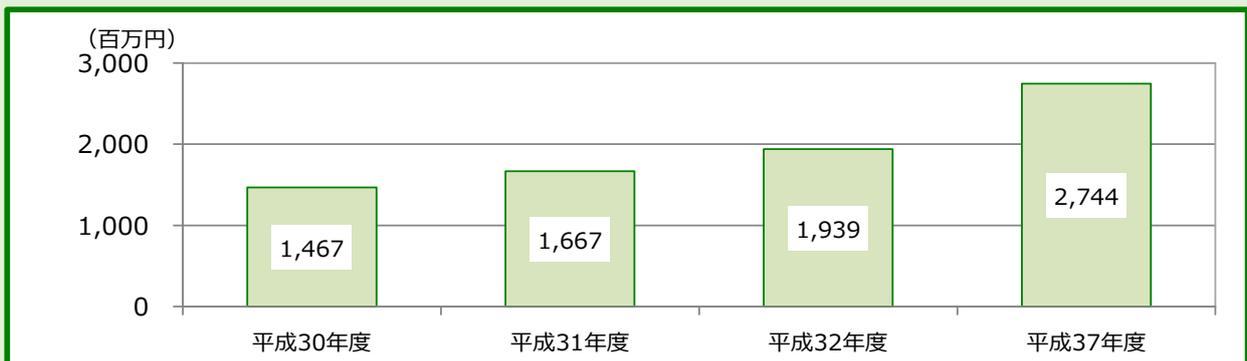


※高齢化率：総人口に占める 65 歳以上の人口の割合を示します。

■65 歳以上の要支援・要介護認定者数の推移



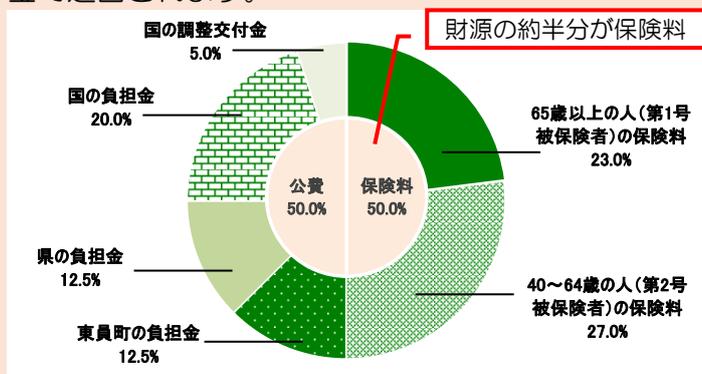
介護保険サービスの総給付費は「年間に必要な介護サービスの金額」を表しています。平成 30 年度には約 15 億円となり、その後も増加し、平成 37 年度には約 27 億円となる見込みです。



10 介護保険料の仕組み

介護保険は 40 歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときに、介護保険サービスを利用できる制度です。住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるように、皆さんの住む東員町が運営しています。

財源は 40 歳以上の方が納める保険料と国や県・東員町の負担金、サービス利用者の利用者負担金で運営されます。



サービスの利用者負担
(原則費用の1割負担、
一部2割負担)

※制度改正により平成30年
8月から一部3割負担となる
予定です。

11 東員町の第1号被保険者の介護保険料と所得段階の設定

第1号被保険者の保険料基準額は、保険料必要収納額を負担する被保険者数で除して算出し、被保険者の所得段階に応じて保険料の負担割合は変化します。

「東員町の現状と将来推計」「介護保険料の仕組み」など諸条件や、所得段階の割合や負担割合を勘案して、第7期の第1号被保険者の保険料基準額と所得段階を設定しました。

所得段階	対象者	保険料割合	保険料年額(円)
第1段階	町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者および生活保護受給者 町民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	×0.40	22,780円
第2段階	町民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	×0.65	37,017円
第3段階	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える方	×0.70	39,864円
第4段階	町民税本人非課税(世帯内に町民税課税者がいる)で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	×0.90	51,254円
第5段階	町民税本人非課税(世帯内に町民税課税者がいる)で、第4段階以外の方	×1.00	56,948円
第6段階	町民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	68,338円
第7段階	町民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	×1.25	71,185円
第8段階	町民税本人課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満の方	×1.40	79,728円
第9段階	町民税本人課税で、合計所得金額が250万円以上300万円未満の方	×1.50	85,422円
第10段階	町民税本人課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	×1.60	91,117円
第11段階	町民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上の方	×1.70	96,812円

地域包括支援センターについて

高齢者等の心身の健康維持・安定した暮らしを地域全体で支えていくための拠点であり、専門職でもある保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士・認知症地域支援推進員が連携し、高齢者等がいつまでも「自分らしい生活」を送れるように、相談支援や情報提供等の適切なサービスを提供します。

5つの面から

地域を 支えます



総合相談支援事業

相談や悩みにお答えします

高齢者や家族から総合的な相談（介護・医療・福祉や生活に関することなど）を受け付け、適切なサービスにつなげたり、様々な制度・機関の情報提供や各関係機関への紹介等を行います。

権利擁護、虐待防止・早期発見

虐待の不安等から権利を守ります

高齢者等の権利を守る事業（成年後見制度等）の紹介・相談対応、虐待の防止・相談・早期発見への取組みを行います。

介護予防ケアマネジメント事業

自立して暮らせるよう支援します

事業対象者または要支援1・2の認定を受けた方の介護予防プランなどを作成し、介護予防サービスの相談・調整・計画等を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の連携・協力体制を支えます

高齢者が適切なサービスを継続して利用できるように、地域の介護事業所や医療施設等と連携し、地域の介護支援専門員の支援や地域のネットワークづくりを行います。

認知症に関する相談支援事業

専門的技術と知識で対応します

認知症に関する専門的技術と知識を持って、ネットワークの構築や住民・専門職に対する相談・支援・普及啓発・研修の実施等を行います。

介護保険等高齢者福祉サービスのお問い合わせ先

- ◆東員町地域包括支援センター（東員町役場長寿福祉課内）・・・・・・・・・・・・・・ ☎86-2856
- ◆東員町地域包括支援センター地域相談所みどり
（サービス付き高齢者向け住宅 みどりの丘内）・・・・・・・・・・・・・・ ☎41-2240
- ◆東員町地域包括支援センター地域相談所パークレジデンス
（特別養護老人ホーム パークレジデンス内）・・・・・・・・・・・・・・ ☎76-0760